

さいたま市見沼区選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書きの規定により、令和7年5月25日執行のさいたま市長選挙における期日前投票所を開く時刻を次のとおり繰り下げ、期日前投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和7年5月11日

さいたま市見沼区選挙管理委員会

委員長 倉島利三

期日前投票所	繰り下げる時刻	繰り上げる時刻
片柳公民館内	午前10時	午後6時
春岡公民館内	午前11時	午後7時